

公 告

神戸市公告第700号

平成18年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される建設工事に係る役務の調達のため締結される契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）について、神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の4第1項において読み替える規則第3条の2第1項及び規則第27条の6第1項において準用する規則第27条の4第1項において読み替える規則第3条の2第1項に規定する一般競争入札等の参加資格の認定を行いますので、当該資格の認定に関する申請書を次のとおり提出してください。

平成18年3月31日

神戸市長 矢田 立 郎

1 一般競争入札等に参加する者に必要な資格

規則第3条又は規則第15条において準用する規則第3条に規定する資格を備える者であること。ただし、同条第3項第2号又は規則第15条において準用する規則第3条第3項第2号に規定する資格については、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 参加資格の認定の申請日（以下「基準日」という。）の前日までにその営業に従事していること。ただし、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体にあっては、構成員である組合員が基準日の前日までにその営業に従事していること。
- (2) 基準日の前日までに建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業の許可を受けていること。

2 一般競争入札等の参加資格の認定の方法**(1) 申請書の交付****ア 交付期間**

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課

ウ 交付方法

無償交付

(2) 申請書の提出**ア 提出方法**

持参又は郵送すること。

イ 提出期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

- (7) 持参による場合は上記期間のうち休日を除く日の午前9時から午後5

時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(イ) 郵送による場合は上記期間内に必着のこと。

ウ 提出先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課

エ 提出書類

申請書及び本市の指示する添付書類を併せて提出してください。

(3) 認定の通知

一般競争入札等に参加する者に必要な資格を有すると認定したときは、規則第3条の2第2項又は規則第15条において準用する規則第3条の2第2項の規定により書面によって通知します。

3 調達をする特定役務の種類

建設工事に係る役務

4 資格の有効期間

平成19年3月31日

5 前項の有効期間満了後の更新手続

平成19年3月1日から同月15日までに第2項第2号エに掲げる書類を同号ウに掲げる提出先に提出してください。

神戸市公告第701号

平成18年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される物品等及び特定役務（建設工事に係る役務を除く。）の調達のため締結される契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）について、神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の4第1項において読み替える規則第3条の2第1項及び規則第27条の6第1項において準用する規則第27条の4第1項において読み替える規則第3条の2第1項に規定する一般競争入札等の参加資格の認定を行いますので、当該認定に関する申請書を次のとおり提出してください。

平成18年3月31日

神戸市長 矢田立郎

1 一般競争入札等に参加する者に必要な資格

規則第3条又は規則第15条において準用する規則第3条に規定する資格を備える者であること。ただし、同条第3項第2号又は規則第15条において準用する規則第3条第3項第2号に規定する資格については、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 参加資格の認定の申請日（以下「基準日」という。）の前日までにその営業に従事していること。ただし、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体にあっては、構成員である組合員が基準日の前日までにその営業に従事していること。
- (2) 営業許可等を必要とするものについては、当該許可等を有する者であること。

2 一般競争入札等の参加資格の認定の方法**(1) 申請書の交付****ア 交付期間**

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課

ウ 交付方法

無償交付

(2) 申請書の提出**ア 提出方法**

持参又は郵送すること。

イ 提出期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(7) 持参による場合は上記期間のうち休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(イ) 郵送による場合は上記期間内に必着のこと。

ウ 提出先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課

エ 提出書類

申請書及び本市の指示する添付書類を併せて提出してください。

(3) 認定の通知

一般競争入札等に参加する者に必要な資格を有すると認定したときは、規則第3条の2第2項又は規則第15条において準用する規則第3条の2第2項の規定により書面によって通知します。

3 調達をする物品等及び特定役務（建設工事に係る役務を除く。）の種類

- (1) 燃料
- (2) 建設材料
- (3) 水道局用建設材料
- (4) 機械・装置
- (5) 船舶関係
- (6) 車両関係
- (7) 電車関係
- (8) 理化学・分析・計測・医療機器
- (9) 教材・遊具
- (10) 文具・事務機器・インテリア
- (11) ゴム・繊維
- (12) 家庭用品・雑貨
- (13) 化学薬品・医薬品・衛生材料
- (14) 動物・飼料・食品・植物・園芸
- (15) 印刷・コピー等
- (16) 広報・宣伝
- (17) 測量
- (18) その他労務供給・請負関係

4 資格の有効期間

平成19年3月31日

5 前項の有効期間満了後の更新手続

平成19年3月1日から同月15日までに第2項第2号エに掲げる書類を同号ウに掲げる提出先に提出してください。

神戸市公告第702号

神戸港港湾計画について、港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第4項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたので、同条第9項の規定によりその概要を次のとおり公告します。

平成18年3月31日

神戸港港湾管理者 神戸市

代表者 神戸市長 矢田立郎

1 神戸港港湾計画の変更に関する事項

神戸港港湾計画の変更に関する事項は、次のとおりです。

(1) 旅客船埠頭計画

地区名	公共又は 専用の別	水深 (メートル)	延長 (メートル)	バース 数	埠頭用地 (ヘクタール)	備考
新港突堤西	公共	7.5	380	2	1	既設の変更 計画

(2) 港湾環境整備施設計画

緑地

地区名	面積 (ヘクタール)	備考
中突堤・高浜	1	既定計画の変更計画
新港突堤西	6	既定計画の変更計画

(3) 土地利用計画

次の表に掲げる地区に係る土地利用計画の変更

地区名	土地利用面積 (ヘクタール)	用途
中突堤・高浜	9	埠頭用地
	2	港湾関連用地
	18	交流厚生用地
	1	都市機能用地
	1	交通機能用地
	13	緑地
新港突堤西	17	埠頭用地
	21	港湾関連用地
	2	交流厚生用地
	7	緑地

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市みなと総局技術本部計画課

神戸市公告第703号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、神戸市玉津町出合古瀬西土地区画整理組合が施行する玉津町出合古瀬西土地区画整理事業の事業計画の変更（第3回）の認可をしたので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

平成18年3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 土地区画整理組合の名称

神戸市玉津町出合古瀬西土地区画整理組合

2 事業施行期間

設立認可公告の日から平成18年3月31日まで

3 施行地区

神戸市西区玉津町出合字古瀬及び字辰間ヶ坪の各一部並びに王塚台7丁目の一部

4 事務所の所在地

神戸市西区伊川谷町潤和1058番地

5 設立認可の年月日

平成16年8月26日

6 事業施行期間の変更

設立認可公告の日から平成19年3月31日まで

7 事業計画の変更（第3回）の認可の年月日

平成18年3月31日

神戸市公告第704号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、神戸海上新都心土地区画整理事業の規約の変更及び事業計画の変更の認可をしたので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成18年3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 施行者の名称

学校法人神戸学院大学

財団法人神戸港埠頭公社

神戸市

2 事業施行期間

施行認可公告の日から平成19年3月31日まで

3 施行地区

神戸市中央区港島1丁目の一部

4 土地区画整理事業の名称

神戸海上新都心土地区画整理事業

5 事務所の所在地

神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号財団法人神戸港埠頭公社内

6 施行認可の年月日

平成17年4月6日

7 事業施行期間の変更

平成17年4月6日から平成20年3月31日まで

8 規約の変更及び事業計画の変更の認可の年月日

平成18年3月31日

神戸市公告第705号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により，神戸海上新都心南土地区画整理事業の規約の変更及び事業計画の変更の認可をしたので，同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成18年3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 施行者の名称

学校法人兵庫医科大学

学校法人夙川学院

財団法人神戸港埠頭公社

神戸市

2 事業施行期間

施行認可公告の日から平成20年3月31日まで

3 施行地区

神戸市中央区港島1丁目の一部

4 土地区画整理事業の名称

神戸海上新都心南土地区画整理事業

5 事務所の所在地

神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号財団法人神戸港埠頭公社内

6 施行認可の年月日

平成17年11月1日

7 事業施行期間の変更

平成17年11月1日から平成20年3月31日まで

8 規約の変更及び事業計画の変更の認可の年月日

平成18年3月31日

神戸市公告第706号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、令第11条及び神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

平成18年3月31日

神戸市長 矢田 立郎

1 特定役務の名称

名称 図書館業務システムの移行作業の委託及び運用管理役務に関する調達

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市教育委員会事務局中央図書館資料課

神戸市中央区楠町7丁目2番1号

3 落札者を決定した日

平成18年3月29日

4 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社 神戸支店長 寺野 陽三

神戸市中央区東町126番地

5 落札金額

505,336,020円

6 落札者を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 入札の公告日

平成18年1月31日

8 入札結果

入札参加者	入札価格(円)	価格点	内容点	総合評価点
日本電気株式会社 神戸支店 支店長 寺野 陽三	505,336,020	75.7	379.4	455.1

神戸市公告第5号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

平成18年4月3日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田立郎

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 借賃の支払猶予
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
 - (2) 借賃の減額
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により農地法（昭和27年法律第229号）第24条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は、甲に対してその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、北農業委員会が認定した額とする。
 - (3) 解約権の留保の禁止
甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、あらかじめ市と協議の上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表

利用権の設定を受ける者(乙)		利用権の設定を受ける土地			利用権の設定を行う者(甲)		設定を受ける利用権					
氏名	住所	所在及び地番	地目	面積(平方メートル)	氏名	住所	種類	内容(土地の利用目的を含む)	始期	存続期間(終期)	借賃(年額)	借賃の支払方法
北田 幸雄	神戸市北区長尾町上津4501	神戸市北区長尾町上津字八ヶ坪5398	田	1,302	富井 治良	神戸市北区長尾町上津2527	使用貸借による権利	水田として利用	本公告の日	平成27年12月31日		

神戸市公告第6号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

平成18年4月3日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 借賃の支払猶予
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
 - (2) 借賃の減額
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により農地法（昭和27年法律第229号）第24条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は、甲に対してその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、西農業委員会が認定した額とする。
 - (3) 解約権の留保の禁止
甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。
 - (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、あらかじめ市と協議の上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的

かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表

利用権の設定を受ける者(乙)		利用権の設定を受ける土地		利用権の設定を行う者(甲)		設定を受ける利用権					
氏名	住所	所在及び地番	地目 面積(平方メートル)	氏名	住所	種類	内容(土地の利用目的を含む。)	始期	存続期間(終期)	借 賃 (年額)	借賃の支払の方法
中西 好明	神戸市西区押部谷町細田393	神戸市西区押部谷町細田字イカウシ95	田 1,381	神戸市代表者 神戸市長 矢田 立郎	神戸市中央区加納町6丁目5-1	貸借権	水田として利用	本公告の日	平成19年3月31日	18,600円	平成18年12月20日までに借賃の全額を甲の発行する納付書により振り込む。
		神戸市西区押部谷町細田字イカウシ96	田 1,247							16,800円	
吉田 豊彦	神戸市西区押部谷町細田1282	神戸市西区押部谷町細田字宮西149	田 2,889	大西 清寿	神戸市西区押部谷町細田247	貸借権	水田として利用	本公告の日	平成19年3月31日	37,000円	平成18年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
		神戸市西区押部谷町細田字宮西150	田 2,528							33,000円	
中井 良文	神戸市西区神出町古885-1	神戸市西区神出町古神字南大西886-1	田 2,150	神戸市代表者 神戸市長	神戸市中央区加納町6丁目5-1	貸借権	水田として利用	本公告の日	平成19年3月31日	29,000円	平成18年12月20日までに借賃の全額を甲の発行する納付書により振り込む。
有限会社 上岩岡農芸 代表取締役 敦見 昌弘	神戸市西区岩岡町岩岡2133	神戸市西区神出町池田字池川へり下300-1	田 2,004			貸借権	水田として利用	本公告の日	平成19年3月31日	27,000円	
		神戸市西区岩岡町野中字神出道下1372	田 900							12,100円	
岡崎 正巳	神戸市西区岩岡町野中427	神戸市西区岩岡町野中字福吉372-1	田 839			貸借権	水田として利用	本公告の日	平成19年3月31日	11,300円	
藤本 喜代次	神戸市西区神出町田井140-2	神戸市西区神出町東字追ノ谷927	田 357	藤井 道昭	神戸市西区神出町東939	使用貸借による権利	水田として利用	本公告の日	平成20年3月31日		
		神戸市西区神出町北字大蔵前1046	田 1,244								
前田 常貴	神戸市西区岩岡町野中960	神戸市西区岩岡町野中字中筋887	田 3,000	芝田 あや子	神戸市西区岩岡町野中858-3	貸借権	水田として利用	本公告の日	平成20年3月31日	36,000円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
		神戸市西区岩岡町野中字中筋892	田 967							12,000円	
藤本 和之	神戸市西区押部谷町高和712-2	神戸市西区押部谷町高和字上ヶ田409	田 294	寺口 和吉 矢沢 和女 高井 和奈 寺口 和拓	神戸市西区押部谷町高和356 神戸市北区東有野台4丁目8-9 加古郡播磨町東本庄220-25 三田市あかしあ台5-29 D-705	貸借権	水田として利用	本公告の日	平成21年3月31日	5,000円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
		神戸市西区押部谷町高和字上ヶ田421	田 1,249							23,900円	
		神戸市西区押部谷町高和字大坪777-1	田 1,014							19,400円	
		神戸市西区押部谷町高和字大坪777-2	田 1,395							26,700円	
社団法人 兵庫みどり公社 理事長 杉本 修一郎	神戸市中央区中山手通7丁目28-33	神戸市西区榑谷町長谷字佃井西269-1	田 852	林田 栄次	神戸市西区榑谷町長谷310	貸借権	水田として利用	本公告の日	平成23年3月31日	10,200円	毎年12月末日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
		神戸市西区榑谷町長谷字社町上279	田 1,534							16,920円	
		神戸市西区榑谷町長谷字社町上288	田 3,174							33,840円	
		神戸市西区榑谷町長谷字社町上292-2	田 577							1,000円	
		神戸市西区榑谷町長谷字佃井北351-1	田 657							1,000円	
小池 潤	神戸市西区榑谷町池谷766	神戸市西区榑谷町長谷字佃井西269-1	田 852	社団法人 兵庫みどり公社 理事長 杉本 修一郎	神戸市中央区中山手通7丁目28-33	貸借権	水田として利用	本公告の日	平成23年3月31日	10,200円	毎年11月30日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
		神戸市西区榑谷町長谷字社町上279	田 1,534							16,920円	
		神戸市西区榑谷町長谷字社町上288	田 3,174							33,840円	
		神戸市西区榑谷町長谷字社町上292-2	田 577							1,000円	
		神戸市西区榑谷町長谷字佃井北351-1	田 657							1,000円	
橋本 大典	三木市宿原1263-137	神戸市西区押部谷町細田字宮西154	田 1,064	大西 正寿	神戸市西区押部谷町細田318	貸借権	水田として利用	本公告の日	平成23年3月31日	5,500円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
岡野 博	神戸市西区岩岡町岩岡1809-11	神戸市西区岩岡町岩岡字上ノ場1815-1	田 1,820	安福 とし子	神戸市西区岩岡町岩岡1562-16	貸借権	水田として利用	本公告の日	平成24年3月31日	24,570円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
小池 雅裕	神戸市西区榑谷町池谷471	神戸市西区伊川谷町上脇字栢ヶ谷435	田 839	政野 千代子	明石市大蔵八幡町10-12	貸借権	水田として利用	本公告の日	平成28年3月31日	11,300円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
		神戸市西区伊川谷町上脇字栢ヶ谷437	田 532							7,100円	

秦 隆弘	神戸市西区押部谷町西盛110-1	神戸市西区押部谷町西盛字大辻67	田	436	平井 正人	神戸市西区押部谷町西盛114	賃借権	水田として利用	本公告の日	平成28年3月31日	5,265円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
		神戸市西区押部谷町西盛字垣内90-1	田	779							10,260円	
		神戸市西区押部谷町西盛字西之下758-1	田	600							6,960円	
		神戸市西区押部谷町西盛字西之下758-2	田	415							4,815円	
		神戸市西区押部谷町西盛字西之下758-3	田	260							3,015円	
		神戸市西区押部谷町西盛字西之下758-4	田	110							1,275円	
		神戸市西区押部谷町西盛字西之下766-3	田	87							1,350円	
		神戸市西区押部谷町西盛字向井784-1	田	796							8,775円	
		神戸市西区押部谷町西盛字上向井844-1	田	814							10,935円	
桐野 博	神戸市西区押部谷町西盛607-1	神戸市西区押部谷町西盛字老之本297-1	田	1,200	藤谷 利成	神戸市垂水区南多聞台8丁目7-542	賃借権	水田として利用	本公告の日	平成28年3月31日	15,000円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
		神戸市西区押部谷町西盛字大垣内341-1	田	1,128							14,000円	
		神戸市西区押部谷町西盛字池之下450	田	2,117							26,000円	
小池 潤	神戸市西区榎谷町池谷766	神戸市西区榎谷町池谷字四十田402-1	田	506	柳瀬 光宏	神戸市西区榎谷町池谷414	使用貸借による権利	水田として利用	本公告の日	平成29年3月31日		毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
		神戸市西区榎谷町池谷字苗代ノ内418	田	317								
		神戸市西区榎谷町長谷字佃井西265	田	886			玄米21kg					
		神戸市西区榎谷町池谷字光松330-1	田	3,020			玄米85kg					
		神戸市西区榎谷町池谷字四十田404	田	1,580			玄米45kg					
		神戸市西区榎谷町池谷字苗代ノ内425	田	2,033			玄米58kg					
		神戸市西区榎谷町池谷字糺ヶ谷601	田	2,059			玄米39kg					
		神戸市西区榎谷町池谷字上櫛ヶ谷650	田	1,925			玄米55kg					
		神戸市西区榎谷町池谷字上櫛ヶ谷651	田	1,863			玄米53kg					

神戸市公告第7号

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第36条において準用する同条例第12条第1項の規定により次の対象事業に係る環境影響評価方法書について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第1項の規定により読み替えて適用される同法第10条第2項に規定する環境の保全の見地からの意見（以下「方法書についての市長の意見書」という。）を作成したので、同条例第36条において準用する同条例第12条第4項の規定により公告するとともに、当該方法書についての市長の意見書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成18年4月4日

神戸市長 矢田 立郎

1 対象事業の概要**(1) 対象事業の名称**

大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド～駒ヶ林南）（仮称）

(2) 都市計画決定権者の名称

兵庫県

（代表者）兵庫県知事 井戸 敏三

(3) 事業の種類

一般国道（自動車専用道路）の新設

(4) 対象事業が実施されるべき区域

起点 神戸市東灘区向洋町東

終点 神戸市長田区駒ヶ林南町

2 縦覧の期間

平成18年4月4日（火）から同年4月17日（月）まで

3 縦覧の場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎3号館6階

神戸市環境局環境審査室

4 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

神戸市公告第8号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成18年4月4日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

平成18年4月4日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ポートアイランドショッピングセンター

神戸市中央区港島中町3丁目2番6号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあつては代表者の氏名
ポートアイランド住宅株式会社	神戸市西区桜が丘中町3丁目2番地の3	代表取締役 扇能俊夫

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあつては代表者の氏名
新生信託銀行株式会社	東京都千代田区内幸町2丁目1番8号	代表取締役 若城康一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	法人にあつては代表者の氏名
株式会社ダイエー	代表取締役 高木 邦夫
その他のテナントについては変更なし	

(変更後)

氏名又は名称	法人にあっては代表者の氏名
株式会社ダイエー	代表取締役 樋口 泰行
その他のテナントについては変更なし	

3 変更の年月日

2のうち、(1)については平成17年10月28日、(2)については平成17年5月26日。

4 変更する理由

2のうち、(1)については当該物件の信託譲渡のため、(2)については代表者交代のため。

5 縦覧期間

平成18年4月4日から平成18年8月3日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館7階

神戸市産業振興局商業課

神戸市公告第9号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第6条第2項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成18年4月4日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

平成18年4月4日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド神戸本店

神戸市中央区脇浜海岸通2-3-1

2 法第5条第1項第1号から第6号に掲げる事項のうち変更に係る事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

ヤマダ電機テックランド神戸店

神戸市東部新都心地区土地区画整理事業仮換地C-2街区2, 4, 5, 6
画地

(変更後)

ヤマダ電機テックランド神戸本店

神戸市中央区脇浜海岸通2-3-1

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 5,609 m²

(変更後) 9,269 m²

(3) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場	位置	収容台数
屋外駐車場	屋外建物西側	8台
2階駐車場	建物内2階	77台
3階駐車場	建物内3階	177台
4階駐車場	建物内4階	175台
PH駐車場	建物内PH階	172台
合計		609台

(変更後)

駐車場	位置	収容台数
屋外駐車場	屋外建物西側	8台
3階駐車場	建物内3階	80台
4階駐車場	建物内4階	175台
PH駐車場	建物内PH階	168台
合計		431台

(4) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

駐輪場	位置	収容台数
駐輪場①	建物東側	125台
駐輪場②	建物東側	45台
駐輪場③	建物南側	115台
合計		285台

(変更後)

駐輪場	位置	収容台数
駐輪場①	建物東側	185台
駐輪場②	建物東側	50台
駐輪場③	建物南側	143台
合計		378台

(5) 廃棄物保管施設の位置及び容量

(変更前)

名 称	位 置	容 量
廃棄物保管施設①	建物北側	68.75立方メートル

(変更後)

名 称	位 置	容 量
廃棄物保管施設①	建物北側	68.75立方メートル
廃棄物保管施設②	建物北側	100.00立方メートル
合 計		168.75立方メートル

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻：午前10時15分，閉店時刻：午後9時

(変更後)

開店時刻：午前10時，閉店時刻：午後10時

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

午前9時30分から午後9時30分まで

(変更後)

午前9時30分から午後10時30分まで

3 変更の年月日

2のうち、(1)については平成14年8月2日，それ以外については平成18年11月25日。

4 変更する理由

2(1)については店舗名称及び住所が確定したため，それ以外については来客の利便性向上のため。

5 届出年月日

平成18年3月24日

6 縦覧期間

平成18年4月4日から平成18年8月3日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館7階

神戸市産業振興局商業課

神戸市公告第23号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

平成18年4月5日

神戸市長 矢田立郎

1 公開による意見の聴取**(1)開催日時**

平成18年4月20日（木）

午前10時00分から午前11時00分まで

(2)開催場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎2号館1階

都市計画総局建築指導部会議室

(3)連絡先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市都市計画総局建築指導部建築安全課

電話（078）322-5612

2 申請建築協定**(1)建築協定の名称**

神戸北町桂木4丁目地区建築協定

(2)申請者の住所及び氏名

大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号

伊藤忠神戸北町株式会社 代表取締役 鹿園 能史

(3)協定区域の位置及び面積

神戸市北区桂木4丁目1，2-1，2-2，2-3 の各一部

36,911.09平方メートル（217区画）

(4)建築協定の概要

(1)神戸北町桂木4丁目地区建築協定区域図（以下「区域図」という。）に表示する戸建専用住宅地区の区域内においては、専用住宅以外の建築物は建築してはならない。ただし、令第130条の3第6号（学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設）又は第7号（出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用する美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房）に該当する兼用住宅で、協定運営委員会（以下「委員会」という。）が隣接建築物及び周辺住宅地の環境に支障がないと認めたものは、この限りでない。

(2)区域図に表示する戸建一般住宅地区の区域内においては、寄宿舍及び下宿は建築してはならない。

(3)区域図に表示する戸建専用住宅地区の区域内においては、隣地境界線（道路に接する境界線を除く。以下同じ。）から建築物の外壁及びこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は1メートルとする。ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

①車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの。

- ②外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの。
- ③建築面積に算入されない出窓。
- (4)建築物の敷地の地盤面の標高は、当該敷地の造成工事竣工時における現況地盤面の高さを超えてはならない。ただし、委員会が認めたものは、この限りでない。
- (5)門扉は、内開き、引き違い等の構造とし、外開きの場合は開放時に敷地境界線を越えてはならない。
- (6)歩道に接する宅地については、歩道に面して車庫等車両の出入口を設けてはならない。
- (7)敷地境界内といえども既設擁壁の天端から敷地境界方向へ建築物、工作物等の張り出し又は延長を設けてはならない。ただし、委員会が認めたものは、この限りでない。
- (8)官民境界（道路との境界をいう。以下同じ。）に面する塀については、生け垣又は生け垣併用とし、化粧仕上げなしの空洞コンクリートブロック塀は築造しないものとする。
- (9)敷地内の空地部分には樹木等を植樹し、緑化に努めるものとする。
- (10)テレビアンテナの設置は、しないものとする。
- (11)看板、広告塔、装飾塔その他これらに類するものを設置してはならない。
ただし、委員会が必要最小限度の大きさで、かつ、隣接建築物及び周辺住宅地の環境に支障がないと認めたものは、この限りでない。
- (12)公共公益上必要な建築物及び工作物については、(1)から(11)までの規定を適用しないものとする。
- (5)違反があった場合の措置
- (1)本協定に違反した者があった場合、委員会は委員会の決定に基づき当該違反者に対して、工事施工の停止を請求し、かつ、文書をもって相当の猶予期間をつけて当該違反行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。
- (2)前項の請求があった場合には、当該違反者は遅滞なく、これに従わなければならない。
- (6)協定の有効期間
- (1)本協定の有効期間は神戸市長の認可のあった日から起算して10年間とする。
- (2)本協定の違反者の措置に関しては、本協定は期間終了後も尚効力を有する。
-

神戸市公告第24号

ひよどり台南町民間住宅用地の第5次分譲について、譲受人を次のとおり公募します。

平成18年4月6日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田立郎

1 分譲場所

神戸市北区ひよどり台南町3丁目の一部

2 概算分譲面積

1号地	約2,010㎡
2号地	約2,980㎡
3号地	約2,580㎡
4号地	約2,680㎡
5号地	約1,410㎡
6号地	約2,740㎡

3 概算分譲価額

1号地	約160,800,000円 (@80,000円/㎡)
2号地	約244,360,000円 (@82,000円/㎡)
3号地	約201,240,000円 (@78,000円/㎡)
4号地	約209,040,000円 (@78,000円/㎡)
5号地	約112,800,000円 (@80,000円/㎡)
6号地	約205,500,000円 (@75,000円/㎡)

4 申込資格及び要件

「公募のしおり」を参照のこと。

5 説明会**(1) 日時**

平成18年4月25日(火)午前10時から午前11時まで

(2) 場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館21階みなと総局第1会議室

6 「公募のしおり」及び申込用紙の配布期間、配布場所等**(1) 配布期間**

平成18年4月18日(火)から平成18年5月31日(水)まで

(神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条各号に掲げる本市の休日を除く。)

(2) 配布場所及び問い合わせ先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館20階
神戸市みなと総局経営部分譲推進課 電話番号 078-322-5710 (直通)

7 応募予定者登録及び申込受付

(1) 応募予定者登録期間

平成18年5月29日(月)から平成18年5月31日(水)まで
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)

(2) 申込受付期間

平成18年6月19日(月)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)

(3) 応募予定者登録及び申込場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所本庁舎1号館20階神戸市みなと総局第3会議室

神戸市公告第26号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年4月18日

神戸市長 矢田 立郎

1 入札に付する事項**(1) 物品の名称及び調達の種類**

神戸市戸籍総合システムハードウェア・基本ソフト借上げ

(2) 数量

一式

(3) 貸借場所

神戸市役所本庁舎（神戸市中央区加納町6丁目5番1号）他

(4) 貸借期間

平成18年9月1日から平成24年10月31日まで（引渡期限 平成18年8月1日）

(5) 物品の特質等

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

なお、入札参加者は予定している物品及び役務について、入札説明書の定めるところにより、必要な特質等を有していることの確認を入札前に得る必要があります。

2 入札に参加する者に必要な資格

第3号から第5号までの入札参加資格は、審査の申請の受付期間の最終日までに満たすことが必要であり、第3号及び第4号の入札参加資格については、申請の受付期間の最終日から引き続き入札の日まで継続して満たしていることが必要です。

(1) 平成18年度及び平成19年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から入札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(4) 当該貸借物品の保守、修理等を迅速かつ適切に行えること。

(5) 直近の事業年度における売上高が、5億円以上であること。

3 特定調達契約に関する事務を担当する部局

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

5 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から平成18年5月1日（月）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

(3) 交付方法

無料交付

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 提出期間

公告の日の翌日から平成18年5月2日（火）まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

7 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

8 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出期限

平成18年6月2日（金）午前10時まで（郵便による入札については、同月1日（木）午後5時までに次号に掲げる提出場所に必着のこと。）

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

(3) 提出方法

持参し、又は郵送すること。

9 開札の日時及び場所

平成18年6月2日（金）午前10時30分から

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎3号館地下1階入札室

10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書中必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外に入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により記入したとき。
- (10) 文字、数字等を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社（商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規則第10条の規定により定めた予定価格の105分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

13 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 入札に参加する者に必要な資格を有すると認定されていない者の参加

第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者も当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することができますが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければなりません。

15 Summary

(1) Contract Content : Kobe City Family Registration Integration System Hardware and Operating System Rental Specifications.

(2) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 P.M. May 2, 2006.

(3) Deadline for submitting bids : 10:00 A.M. June 2, 2006.

(4) Applicants can obtain bid application forms at the Contracts Division, Finance Department, Administration and Finance Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.

TEL 078-322-5159

神戸市公告第27号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成18年4月18日

神戸市長 矢田立郎

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区伊川谷町有瀬字大池ノ北1153番3, 1153番4, 1153番5, 1153番6, 1153番7, 1153番8, 1153番9, 1153番10, 1153番11, 1153番12, 1153番13

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市兵庫区西多聞通1丁目3番31-101号

株式会社フキ

代表取締役 藤崎 博

3 許可番号

平成18年1月17日 第5562号

区 役 所

区長訓令甲第2号

区 役 所

区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年 3月31日

東灘区長	高	橋	佳	子
灘区長	三	好	正	英
中央区長	南	野	誠	二
兵庫区長	森		政	勝
北区長	中	前	正	憲
長田区長	財	田	美	信
須磨区長	佐	俣	千	載
垂水区長	古	井		豊
西区長	平	山	敏	明

区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

区長の権限に属する事務の専決規程（平成9年3月31日区長訓令甲第1号）

の一部を次のように改正する。

別表調達（物件・労力その他）の項中

契約	①50～	① 30～ ② ～ 電気使用料, ガス使用料, 水道使用料, 電気通信料金 又は後納郵便料金 ③ ～ 施設収容者に対する食料	① 10～ ② ～ 電気使用料, ガス使用料, 水道使用料, 電気通信料金 又は後納郵便料金
----	------	---	---

」を

契約	①50～	① 30～ ② ～ 電気使用料 (特定規模電気事業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第7号に規定する特定規模電気事業をいう。以下同じ。)に係るものうち契約電力500キロワット以上のものを除く。以下この項において同じ。), ガス使用料, 水道使用料, 電気通信料金又は後納郵便料金 ③ ～ 施設収容者に対する食料	① 10～ ② ～ 電気使用料, ガス使用料, 水道使用料, 電気通信料金 又は後納郵便料金
----	------	---	---

」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市長田区公告第188号

次の臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年3月20日規則第14号）第5条第3項の規定により公告します。

平成18年3月23日

神戸市長田区長 財田 美信

番号標に記載された番号	失効年月日	番号標の貸与を受けた者の住所及び氏名
神戸66-21神戸	平成18年3月23日	兵庫県西宮市高須町2丁目1-27-90 山崎 益

神戸市須磨区公告第153号

行旅死亡人について

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年3月28日法律第93号）第9条の規定により、行旅死亡人を次のとおり公告します。

平成18年3月30日

神戸市須磨区長 佐俣千載

- | | |
|-------------|---|
| 1. 本籍・住所・氏名 | 不詳 |
| 2. 年齢・性別 | 50～60歳くらいの女性 |
| 3. 特徴 | 身長155cm、中肉

茶色ジャンパー、黒地に白色模様入りセーター、ピンク

色花柄七分袖シャツ、黒色ジャージズボンを着用 |
| 4. 死亡年月日 | 平成18年3月19日（推定） |
| 5. 発見年月日 | 平成18年3月20日 |
| 6. 発見場所 | 神戸市須磨区一の谷町1丁目1番地先山中 |
| 7. 死因 | 凍死 |
| 8. 遺留金品等 | 腕時計（金縁、白色文字盤、茶色バンド） |
-

消 防 局

消訓令第10号

局 中 一 般

神戸市消防職員特殊勤務手当支給規程の全部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

神戸市消防長 平 井 健 二

神戸市消防職員特殊勤務手当支給規程

神戸市消防職員特殊勤務手当支給規程（平成10年3月消訓令第12号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号。以下「条例」という。）第36条及び第40条の規定に基づき、消防職員に対して支給する特殊勤務手当に関して、必要な事項を定めるものとする。

（手当の種類等）

第2条 条例第36条第1項各号に規定する業務に従事する職員に対して支給する消防職員手当は、次の各号に定める種類に区分する。

- (1) 条例第36条第1項第1号に規定する業務 ヘリコプター整備操縦業務手当
- (2) 条例第36条第1項第2号に規定する業務 整備操縦業務手当
- (3) 条例第36条第1項第3号、第2項及び第3項に規定する業務 ヘリコプター搭乗業務手当
- (4) 条例第36条第1項第4号に規定する業務 夜間特殊業務手当
- (5) 条例第36条第1項第5号及び第4項に規定する業務 災害活動手当
- (6) 条例第36条第1項第6号に規定する小隊を指揮する職務であって消防長が定めるもの 小隊長業務手当
- (7) 条例第36条第1項第6号に規定する専任救助隊若しくは救助隊の業務 救助

隊業務手当

(8) 条例第36条第1項第6号に規定する管制業務 管制業務手当

(9) 条例第36条第1項第7号に規定する業務 危険作業手当

(ヘリコプター整備操縦手当)

第3条 ヘリコプター整備操縦手当は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする

(1) 飛行時間3,000時間以上の経験を有する操縦士の行う業務 月額131,100円

(2) 飛行時間2,000時間以上3,000時間未満の経験を有する操縦士の行う業務 月額112,000円

(3) 飛行時間1,000時間以上2,000時間未満の経験を有する操縦士の行う業務 月額92,000円

(4) 飛行時間1,000時間未満の経験を有する操縦士の行う業務 月額66,000円

(5) ヘリコプターの整備に関し、実務経験が15年以上の整備士の行う業務 月額60,000円

(6) ヘリコプターの整備に関し、実務経験が15年未満の整備士の行う業務 月額51,000円

(7) ヘリコプターの整備に専従する職員の行う業務 月額27,000円

(整備操縦業務手当)

第4条 整備操縦手当は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 大型消防車両若しくは兼務車両の機械担当者又は消防艇の船長若しくは機関長の行う業務 日額300円

(2) 中型消防車両の機械担当者の行う業務 日額250円

(3) 小型消防車両又は救急車両の機械担当者の行う業務 日額200円

(4) 消防車両又は消防艇の整備に従事する職員の行う業務 日額250円

2 車両区分及び機械担当者等の資格要件については、別途消防長が定める。

(ヘリコプター搭乗業務手当)

第5条 ヘリコプター搭乗業務手当は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) ヘリコプターに搭乗し、又は操縦した場合 1時間あたり1,050円

(2) ヘリコプターに搭乗し、又は操縦し、航空法第81条の2の適用を受ける飛行、地面効果外でのホバリング、最低安全高度以下の飛行、試験飛行又は空中機外作業(災害活動にかかる作業を除く)に従事した場合 1時間あたり1,650円

2 災害活動にかかる空中機外作業に従事した場合は、前項各号に定める額に日額1,650円を加算する。

(夜間特殊業務手当)

第6条 夜間特殊業務手当は、消防警備のため、交替制勤務における正規の勤務時間(9時30分から翌日9時30分まで)の全てを勤務した場合又は正規の勤務時間の2分の1(18時15分から翌日9時30分までに限る。)の全てを勤務した場合に支給するものとし、勤務1回につき1,000円とする。

(災害活動手当)

第7条 災害活動手当は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、第1号及び第3号に掲げる業務に従事した場合において、災害現場に到着する前に引揚げたときは、当該各号に定める金額の2分の1を減ずる。

(1) 水災、火災等の災害防御のための出動 2時間以下400円

(2) 救急のための出動で、行旅病人等の搬送(関係機関に引き継いだ場合を含む)に従事した場合 1時間以下400円

(3) 救急のための出動で、前号に規定する業務以外の業務に従事した場合 1時間以下250円

2 前項第1号に掲げる業務については、2時間を超えるごとに1時間あたり200円を、前項第2号及び第3号に掲げる業務については、1時間を超えるごとに1時間あたり150円を当該各号に定める額に加算する。

3 災害現場において救急救命士の資格を有する職員が救急救命処置のための活動を行った場合は、第1項各号に定める額に200円を加算する。

(小隊長業務手当)

第8条 条例第36条第1項第6号に規定する小隊を指揮する職務であって消防長が定めるものとは、警防規程（平成2年3月消訓令第5号）第35条第6項に規定する業務とし、日額300円を支給する。

(救助隊手当)

第9条 救助隊手当は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 救助規程（平成2年3月消訓令第7号。以下「救助規程」という。）第2条第5号及び第6号に規定する職員が行う業務 日額300円

(2) 救助規程第2条第7号に規定する職員が行う業務 日額150円

2 前項第2号の業務に従事する職員が、災害現場において潜水業務に従事した場合は、その勤務日に限り前項第1号の手当を支給する。

(管制手当)

第10条 管制業務手当は、警防部司令課に勤務し、指令管制業務を行う職員に対し支給するものとし、日額200円とする。

(危険作業手当)

第11条 危険作業手当は、次の各号に掲げる業務に従事した場合に支給するものと

し、作業1回につき250円とする。

(1) 地上又は水面条10メートル以上の足場の不安定な箇所における立入検査又は通信設備の保守整備

(2) 特殊災害現場において行う、警戒区域内での災害防御活動

(手当の支給基準)

第12条 条例第39条第3項の規定により神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第6条の規定を準用しない特殊勤務手当は、第2条第1項各号に規定するもののうち月額で定められている手当とする。この場合においては、当該手当の支給対象となる勤務に服した日数が、その月における要勤務日数の2分の1以上の場合は全額を支給し、2分の1未満の場合は支給しない。

2 第2条に定めるもののうち、日額で支給される手当は、交替制勤務に従事する者にあつては、正規の勤務時間（9時30分から翌日9時30分）の全てを勤務した場合、当該手当の2日分を支給し、正規の勤務時間の2分の1（9時30分から18時15分又は18時15分から翌日9時30分）を勤務した場合、当該手当の1日分を支給する。

(施行の細目)

第13条 この規程の施行に際し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の神戸市消防職員特殊勤務手当支給規程第2条第2項第2号に規定する勤務に従事する職員に対しては、条例附則第2項の規定を準用し、平成19年3月31日までの間、なお従前の例により東京駐在手当を支給する。

神戸市消防公告第4号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により下記の防火対象物に対し措置命令を行った旨を公告します。

平成18年4月4日

神戸市消防長 平井 健二

1 防火対象物の名称及び所在地

サングレイス山手館

神戸市中央区国香通6丁目2番4号

2 命令を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市庭代台1丁2番8号

森内憲治

森内雅絵

3 命令の内容

平成18年6月15日までに消防法令で定める技術上の基準に従って当該対象物の全体に自動火災報知設備を設置すること。

4 命令を行った日

平成18年3月16日

神戸市消防公告第5号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により下記の防火対象物に対し措置命令を行った旨を公告します。

平成18年4月4日

神戸市消防長 平井 健二

1 防火対象物の名称及び所在地

祥大ビル

神戸市中央区元町通3丁目11番8号

2 命令を受けた者の住所及び氏名

大阪府寝屋川市黒原城内町3番6号

有限会社 祥大

代表取締役 山本裕章

3 命令の内容

平成18年6月15日までに消防法令で定める技術上の基準に従って当該対象物の全体に自動火災報知設備を設置すること。

4 命令を行った日

平成18年3月16日

水道局

水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市水道事業管理者 石井真澄

神戸市水道管理規程第8号

水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和33年3月水規程第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日又は時間を単位として与えることができる。

- (1) 年次有給休暇 1日又は半日。ただし、特に必要と認められる場合にあつては、1時間。
- (2) 特別休暇のうち、出産補助休暇、育児参加休暇、夏期休暇、社会貢献活動休暇及び子の看護休暇 1日又は半日
- (3) 介護休暇 1日又は半日

第8条第3項中「採用され」を「採用される者」に改める。

附 則

この管理規程は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市水道事業管理者 石井真澄

神戸市水道管理規程第9号

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程
(神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 神戸市水道局企業職員の給与に関する規程(昭和31年11月水規程第9号)の一部を次のように改正する。

第7条の4(見出しを含む。), 第14条, 第16条, 第19条, 第21条, 第21条の2及び第21条の3中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(臨時又は非常勤の職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 臨時又は非常勤の職員の給与に関する規程(昭和32年3月水規程第13号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条の3(見出しを含む。)中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正)

第3条 水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程(昭和31年11月水規程第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り, 第2号を第1号とし, 第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条中「第5号」を「第4号」に改める。

別表業務奨励手当の項を削る。

(神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程の一部改正)

第4条 神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程(昭和41年12月水規程第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正前の水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程別表(以下「改正前の別表」という。)業務奨励手当の項に規定する手当の支給については、この管理規程の施行の日から平成20年3月31日までの間に限り、改正後の水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、改正前の別表業務奨励手当の項中「給料×2/100+3,500円」とあるのは、この管理規程の施行の日から平成19年3月31日までの間は「給料×1/100+3,500円」と、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間は「給料×1/100」とする。

(神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の特例に関する規程の廃止)

3 神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の特例に関する規程(平成14年12月水規程第8号)は、廃止する。

神戸市水道局契約規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市水道事業管理者 石井真澄

神戸市水道管理規程第10号

神戸市水道局契約規程等の一部を改正する規程

(神戸市水道局契約規程の一部改正)

第1条 神戸市水道局契約規程(昭和39年4月水規程第9号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「等」を削り、「以上」の次に「(予定価格を公表して行う入札にあつては、予定価格又は入札金額の100分の5以上)」を加える。

第21条第1項第6号中「保険会社」の次に「, 銀行, 農林中央金庫又は管理者が確実と認める金融機関」を加える。

第21条の3中「地方自治法施行令第167条の2」を「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第21条の14」に改め、同条第1項の次に次の三項を加える。

2 令第21条の14第1項第3号に規定する契約を締結したときは、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく公表するものとする。

- (1) 契約に係る物品又は役務の名称及び数量
- (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (3) 契約の相手方を決定した日
- (4) 契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 契約に係る契約金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 随意契約をした理由
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要があると認める事項

3 前項に規定する契約について、契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく公表するものとする。

- (1) 契約に係る物品又は役務の名称及び数量
- (2) 契約を変更した日

(3) 契約金額

(4) 契約を変更した理由

4 前二項の規定により公表した事項については、少なくとも、公表した日の翌日から起算して一年間が経過する日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

(神戸市水道契約事務取扱規程の一部改正)

第2条 神戸市水道契約事務取扱規程(昭和40年5月水規程第5号)の一部を次のように改正する。

第7条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の2」を「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第21条の14」に改め、同条第1号中「令第167条の2第1項第2号、第4号及び第5号」を「令第21条の14第1項第2号、第6号及び第7号」に改め、同条第2号中「令第167条の2第1項第3号」を「令第21条の14第1項第5号」に改める。

第23条第4項中「令第167条の2第1項第6号及び第7号」を「令第21条の14第1項第8号及び第9号」に改める。

第25条中「及び業務課情報システム係」を削る。

第41条第1項の表中「(3)」を削り、同条第2項中「1部を」及び「1部を業務課情報システム係へ送付し」を削る。

附 則

この管理規程は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市水道局告示第1号

公金出納事務の一部を取扱う金融機関の指定(昭和47年11月神戸市水道告示第6号)の一部を次のように改正し、平成18年5月1日から施行する。

平成18年4月18日

神戸市水道事業管理者 石井 真澄

収納取扱金融機関の株式会社三菱東京UFJ銀行の項の次に次のように加える。

株式会社 京都銀行	神戸市内
-----------	------

神戸市水道公告第22号

平成18年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される建設工事に係る役務の調達のため締結される契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）について、神戸市水道局契約規程（昭和39年4月規程第9号。以下「規程」という。）第21条の6第1項において読み替える規程第5条第1項及び規程第21条の8第1項において準用する規程第21条の6第1項において読み替える規程第5条第1項に規定する一般競争入札等の参加資格の認定を行いますので、当該認定に関する申請書を次のとおり提出してください。

平成18年3月31日

神戸市水道事業管理者 石井 真澄

1 一般競争入札等に参加する者に必要な資格

規程第4条に規定する資格を備える者であること。ただし、同条第1項第2号に規定する資格については、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 参加資格の認定の申請日（以下「基準日」という。）の前日までにその営業に従事していること。ただし、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体にあっては、構成員である組合員が基準日の前日までにその営業に従事していること。
- (2) 基準日の前日までに建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業の許可を受けていること。

2 一般競争入札等の参加資格の認定の方法**(1) 申請書の交付****ア 交付期間**

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課

ウ 交付方法

無償交付

(2) 申請書の提出**ア 提出方法**

持参又は郵送すること。

イ 提出期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(ア) 持参による場合は、上記期間のうち、休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(イ) 郵送による場合は上記期間内に必着のこと。

ウ 提出先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課

エ 提出書類

申請書及び本市の指示する添付書類を併せて提出してください。

(3) 認定の通知

一般競争入札等に参加する者に必要な資格を有すると認定したときは、規程第5条第2項の規定により書面によって通知します。

3 調達をする特定役務の種類

建設工事に係る役務

4 資格の有効期間

平成19年3月31日

5 前項の有効期間満了後の更新手続

平成19年3月1日から同月15日までに第2項第2号エに掲げる書類を同号ウに掲げる提出先に提出してください。

神戸市水道公告第23号

平成18年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される物品等及び特定役務（建設工事に係る役務を除く。）の調達のため締結される契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）について、神戸市水道局契約規程（昭和39年4月規程第9号。以下「規程」という。）第21条の6第1項において読み替える規程第5条第1項及び規程第21条の8第1項において準用する規程第21条の6第1項において読み替える規程第5条第1項に規定する一般競争入札等の参加資格の認定を行いますので、当該認定に関する申請書を次のとおり提出してください。

平成18年3月31日

神戸市水道事業管理者 石井真澄

1 一般競争入札等に参加する者に必要な資格

規程第4条に規定する資格を備える者であること。ただし、同条第1項第2号に規定する資格については、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 参加資格の認定の申請日（以下「基準日」という。）の前日までにその営業に従事していること。ただし、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体にあっては、構成員である組合員が基準日の前日までにその営業に従事していること。
- (2) 営業許可等を必要とするものについては、当該許可等を有する者であること。

2 一般競争入札等の参加資格の認定の方法**(1) 申請書の交付****ア 交付期間**

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課

ウ 交付方法

無償交付

(2) 申請書の提出**ア 提出方法**

持参又は郵送すること。

イ 提出期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(ア) 持参による場合は、上記期間のうち、休日を除く日の午前9時から午

後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(イ) 郵送による場合は上記期間内に必着のこと。

ウ 提出先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課

エ 提出書類

申請書及び本市の指示する添付書類を併せて提出してください。

(3) 認定の通知

一般競争入札等に参加する者に必要な資格を有すると認定したときは、規程第5条第2項の規定により書面によって通知します。

3 調達をする物品等及び特定役務（建設工事に係る役務を除く。）の種類

(1) 燃料

(2) 建設材料

(3) 水道局用建設材料

(4) 機械・装置

(5) 船舶関係

(6) 車両関係

(7) 電車関係

(8) 理化学・分析・計測・医療機器

(9) 教材・遊具

(10) 文具・事務機器・インテリア

(11) ゴム・繊維

(12) 家庭用品・雑貨

(13) 化学薬品・医薬品・衛生材料

(14) 動物・飼料・食品・植物・園芸

(15) 印刷・コピー等

(16) 広報・宣伝

(17) 測量

(18) その他労務供給・請負関係

4 資格の有効期間

平成19年3月31日

5 前項の有効期間満了後の更新手続

平成19年3月1日から同月15日までに第2項第2号エに掲げる書類を同号ウに掲げる提出先に提出してください。

交 通 局

神戸市交通管理規程第8号

神戸市交通局分課規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

神戸市交通事業管理者 松田正康

神戸市交通局分課規程等の一部を改正する規程

(神戸市交通局分課規程の一部改正)

第1条 神戸市交通局分課規程(昭和27年10月交規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中

「市バス車両課

「市バス車両課

計画係

計画係

」を整備係」に改める。

第8条の2市バス車両課計画係の項第11号を削除し、第10号を第11号に改め、第9号を第10号に改め、第8号を削除し、第7号を第9号に改め、第6号を第8号に改め、第5号を第7号に改め、新たに下記の第5号～第6号を加える。

(5) 魚崎, 有野, 松原, 落合, 西神各委託営業所車庫の整備関係業務の管理・検収に関すること。

(6) 自動車車両の事業計画に伴う新車購入業務及び安全対策処理対応業務に関すること。

同じく第8条の2市バス車両課整備係の事務分掌を下記の第1号から第3号を新たに加える。

(1) 車両工場における自動車車両の点検整備及び修理に関すること。

(2) 自動車車両の部品の製作及び修理に関すること。

(3) 係施設の保守及び管理に関すること。

第9条地下鉄運輸サービス課運輸係の項中第7号を削除し、第8号を第7号に改め、第9号を第8号に改め、第10号を第9号に改め、第11号を第10号に改める。

(神戸市交通局営業所事務分掌規程の一部改正)

第2条 神戸市交通局営業所事務分掌規程(昭和38年4月交規程第5号)の一部を次のよ

うに改正する。

第2条の2の1中「有野及び松原」を「有野，松原，落合及び西神」に改める。

第2条の2の2中「有野及び松原」を「有野，松原，落合及び西神」に改める。

第5条中「落合，垂水及び西神」を「垂水」に改める。

(神戸市交通局車庫事務分掌規程の一部改正)

第3条 神戸市交通局車庫事務分掌規程(昭和46年3月31日交規程第30号)の一部を次のように改正する。

第2条表中「東部車庫」を「車庫」に改め、「西部車庫」を削除し、「神戸市灘区弓木町1丁目2番1号」を「神戸市西区室谷2丁目12番1号」に改め、「神戸市須磨区東落合1丁目1番5号」を削除する。

第4条中「東部車庫」を削除し、「石屋川及び中央」を「石屋川，中央及び垂水」に改め、「西部車庫」並びにその第1号から第3号は削除する。

(神戸市交通局公用車管理規程の一部改正)

第4条 神戸市交通局公用車管理規程(平成14年12月6日交規程第15号)の一部を次のように改正する。

第3条中「次に」を「管理者は，次に」改め、「掲げる職員」を「掲げる者」に改め、「以外の者は」を「意外の者に」に改め、「することができない」を「させてはならない」に改める。

第3条第2号中「前号の運転者が欠けた場合」の後に「若しくは運転者が運転できない場合」を加え，職員の上に「(以下「運転職員」という。)」を加え，新たに下記の第3号を加える。

(3) 運転者及び運転職員に公用車を運転させることができない場合であっても交通事業管理者があらかじめ特に必要であると認めて，管理者が指定した者(以下，「特例運転者」という。)

第4条中「運転者は，」を「管理者は，運転者に」に改め，「遵守し」を「遵守させ」に改める。

第8条中「運転者は，」を「管理者は，運転者による」に改め，「事故処理をした」を「事故処理をさせ」に改め，更に「報告し」を「報告させ」に改める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市交通管理規程第9号

神戸市交通局職員労働安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

神戸市交通事業管理者 松田正康

神戸市交通局職員労働安全衛生管理規程の一部を改正する規程

神戸市交通局職員労働安全衛生管理規程(昭和51年11月10日交規程第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1各項中「須磨営業所」及び「須磨営業所長」を削る。

別表第1安全管理者担当区域の項及び衛生管理者担当区域の項中

「東 部 管 区 「管区及び安全対策係

西 部 管 区 を (一部お客様サービ に改める。

海 岸 線 管 区」 ス係含む) 」

別表第1安全衛生推進者担当区域の項中

「東部車庫 「車 庫

西部車庫」を 」に改め、「御崎検車係」を「御崎検修係」に改める。

別表第2安全管理分任者担当区域の項中「運転指令区」の上に、「安全対策係」を加える。

別表第2衛生管理分任者担当区域の項中「須磨営業所」を削除し、「西神営業所」の下に、「安全対策係」を加える。

別表第2安全衛生推進分任者担当区域の項中「東部車庫」を「車 庫」に改め、「西部車庫」及び「須 磨」を削る。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市交通管理規程第10号

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

神戸市交通事業管理者 松田正康

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程等の一部を改正する規程

(神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程(昭和28年4月交規程第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「(調整手当)」を「(地域手当)」に改める。

「第2章の4 第3条の4(調整手当)関係」を「第2章の4 第3条の4(地域手当)関係」に改める。

第8条の5第1項、第2項及び第3項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第17条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第20条第2項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第21条第1項及び第2項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第22条第2項から第6項までの規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第23条の2第1項及び第2項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(企業職員の時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に関する規程の一部改正)

第2条 企業職員の時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に関する規程(昭和28年7月交規程14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市交通管理規程第11号

企業職員の特殊勤務手当に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

神戸市交通事業管理者 松田正康

企業職員の特殊勤務手当に関する規程等の一部を改正する規程

(企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正)

第1条 企業職員の特殊勤務手当に関する規程(昭和37年10月交規程第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「280円」を「200円」に改める。

第7条第1項第2号中「245円」を「175円」に改め、同項第3号中「190円」を「135円」に、「30円」を「20円」に改め、同項第4号中「190円」を「135円」に改め、同項第5号及び第6号中「165円」を「115円」に、「130円」を「95円」に改め、同項第7号中「7円」を「5円」に改め、同項第8号ア及びイ中「95円」を「70円」に改め、同項第9号ア中「105円」を「75円」に、同号イ中「125円」を「90円」に、同号ウ中「160円」を「115円」に改める。

第8条中「125円」を「90円」に改める。

第9条中「385円」を「275円」に、「330円」を「235円」に改める。

第10条中「330円」を「235円」に改める。

別表第1中「190円」を「135円」に、「165円」を「115円」に、「140円」を「100円」に、「125円」を「90円」に、「105円」を「75円」に改める。

(管理職手当の支給に関する規程の一部改正)

第2条 管理職手当の支給に関する規程(昭和41年12月交規程46号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出し中「平成17年4月1日から平成18年3月31日」を「平成18年4月1日から平成19年3月31日」に改め、同項中「平成17年4月1日から平成18年3月31日」を「平成18年4月1日から平成19年3月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市交通管理規程第12号

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の特例に関する規程を廃止する規程を次のように制定する。

平成18年3月31日

神戸市交通事業管理者 松田正康

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の特例に関する規程を廃止する規程

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の特例に関する規程（平成14年12月交規程第17号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市交通管理規程第13号

交通局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

神戸市交通事業管理者 松田正康

交通局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程
交通局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和29年11月交規程第14号）の一部を次のように改正する。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

（休暇の単位）

第23条 休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日又は時間を単位として与えることができる。

- (1) 年次有給休暇 1日又は半日。ただし、特に必要と認められる場合にあっては、1時間。
- (2) 特別休暇のうち、出産補助休暇、育児参加休暇、夏季休暇、社会貢献活動休暇及び子の看護休暇 1日又は半日
- (3) 介護休暇 1日又は半日

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市交通告示第1号

路線の種別，料金区間，運転系統及び山間区路線等の乗車料について（昭和40年1月神交告示第34号）の一部を次のように改正し，平成18年4月1日から実施する。

平成18年3月31日

神戸市交通事業管理者 松田正康

- 1 普通区（均一制）の運転系統の表の70項中「白川台」を「白川台（回転地）」に改め，

85の1	須磨水族園～神戸駅前	松原通5丁目，兵庫大仏前，七宮町
------	------------	------------------

を，
「

85の1	須磨水族園～神戸駅前	松原通5丁目，兵庫大仏前，七宮町
87	妙法寺駅前～ひよどり台	緑が丘1丁目，ひよどり台南町2丁目

に，

同表88の項中「多井畑厄神，清玄町」を「多井畑厄神，柏台，清玄町」に，同表101の項中「脇の浜住宅西」を「第五突堤」に改める。

- 2 近郊区（均一制）の運転系統の表中

56	学園都市駅前～学園緑が丘	
----	--------------	--

を，

「

56	学園都市駅前～学園緑が丘	
59	垂水駅～舞子駅前	星が丘2丁目, 星陵台3丁目

」

に改める。

4 普通区と近郊区にまたがる運転系統及び料金中の表題「第17系統(駒ヶ林公園～新長田～地下鉄長田～ひよどり台～病院前(しあわせの村))」を「第17系統(駒ヶ林公園～新長田駅前～地下鉄長田駅前～ひよどり台～病院前(しあわせの村))」に、同系統表中「ひよどり台住宅南口」を「ひよどり台南町2丁目」に改める。

5 普通区と山間区にまたがる運転系統及び料金中第25系統(三宮駅前～森林植物園前)を削除し、次の系統名称及び表を加える。

第25系統(三宮駅前～ビナスブリッジ～再度公園～森林植物園前)

		普通区(均一制)							三宮駅前
						中山手3丁目	200	200	
						ビナスブリッジ	200	240	310
						二本松	170	230	300
						大竜寺	160	190	280
						再度公園	160	160	210
						学習の森前	160	200	260
						森林植物園西口	160	230	280
						五辻	160	180	230
						森林植物園前	160	200	250
							160	160	180
							160	190	230
							160	210	260
							160	230	280
							160	260	310
							160	280	330
							160	300	350
							160	320	370
							160	340	390
							160	360	410
							160	380	430
							160	400	450
							160	420	470
							160	440	490
							160	460	510
							160	480	530

(単位 円)

神戸市交通告示第38号

平成18年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される建設工事に係る役務の調達のため締結される契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）について、神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）第27条の4第1項において読み替える規程第3条の2第1項及び規程第27条の6第1項において準用する規程第27条の4第1項において読み替える規程第3条の2第1項に規定する一般競争入札等の参加資格の認定を行いますので、当該資格の認定に関する申請書を次のとおり提出してください。

平成18年3月31日

神戸市交通事業管理者 松田正康

1 一般競争入札等に参加する者に必要な資格

規程第3条又は規程第15条において準用する規程第3条に規定する資格を備える者であること。ただし、同条第3項第2号又は規程第15条において準用する規程第3条第3項第2号に規定する資格については、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 参加資格の認定の申請日（以下「基準日」という。）の前日までにその営業に従事していること。ただし、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体にあつては、構成員である組合員が基準日の前日までにその営業に従事していること。
- (2) 基準日の前日までに建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業の許可を受けていること。

2 一般競争入札等の参加資格の認定の方法**(1) 申請書の交付****ア 交付期間**

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所本庁舎3号館3階
神戸市行財政局財政部経理課

ウ 交付方法

無償交付

(2) 申請書の提出**ア 提出方法**

持参又は郵送すること。

イ 提出期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

- (ア) 持参による場合は上記期間のうち休日を除く日の午前9時から午後5

時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(イ) 郵送による場合は上記期間内に必着のこと。

ウ 提出先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課

エ 提出書類

申請書及び本市の指示する添付書類を併せて提出してください。

(3) 認定の通知

一般競争入札等に参加する者に必要な資格を有すると認定したときは、規程第3条の2第2項又は規程第15条において準用する規程第3条の2第2項の規定により書面によって通知します。

3 調達をする特定役務の種類

建設工事に係る役務

4 資格の有効期間

平成19年3月31日

5 前項の有効期間満了後の更新手続

平成19年3月1日から同月15日までに第2項第2号エに掲げる書類を同号ウに掲げる提出先に提出してください。

神戸市交通告示第39号

平成18年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される物品等及び特定役務（建設工事に係る役務を除く。）の調達のため締結される契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）について、神戸市交通契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）第27条の4第1項において読み替える規程第3条の2第1項及び規程第27条の6第1項において準用する規程第27条の4第1項において読み替える規程第3条の2第1項に規定する一般競争入札等の参加資格の認定を行いますので、当該認定に関する申請書を次のとおり提出してください。

平成18年3月31日

神戸市交通事業管理者 松田正康

1 一般競争入札等に参加する者に必要な資格

規程第3条又は規程第15条において準用する規程第3条に規定する資格を備える者であること。ただし、同条第3項第2号又は規程第15条において準用する規程第3条第3項第2号に規定する資格については、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 参加資格の認定の申請日（以下「基準日」という。）の前日までにその営業に従事していること。ただし、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体にあつては、構成員である組合員が基準日の前日までにその営業に従事していること。
- (2) 営業許可等を必要とするものについては、当該許可等を有する者であること。

2 一般競争入札等の参加資格の認定の方法**(1) 申請書の交付****ア 交付期間**

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課

ウ 交付方法

無償交付

(2) 申請書の提出**ア 提出方法**

持参又は郵送すること。

イ 提出期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(ア) 持参による場合は上記期間のうち休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(イ) 郵送による場合は上記期間内に必着のこと。

ウ 提出先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課

エ 提出書類

申請書及び本市の指示する添付書類を併せて提出してください。

(3) 認定の通知

一般競争入札等に参加する者に必要な資格を有すると認定したときは、規程第3条の2第2項又は規程第15条において準用する規程第3条の2第2項の規定により書面によって通知します。

3 調達をする物品等及び特定役務（建設工事に係る役務を除く。）の種類

- (1) 燃料
- (2) 建設材料
- (3) 水道局用建設材料
- (4) 機械・装置
- (5) 船舶関係
- (6) 車両関係
- (7) 電車関係
- (8) 理化学・分析・計測・医療機器
- (9) 教材・遊具
- (10) 文具・事務機器・インテリア
- (11) ゴム・繊維
- (12) 家庭用品・雑貨
- (13) 化学薬品・医薬品・衛生材料
- (14) 動物・飼料・食品・植物・園芸
- (15) 印刷・コピー等
- (16) 広報・宣伝
- (17) 測量
- (18) その他労務供給・請負関係

4 資格の有効期間

平成19年3月31日

5 前項の有効期間満了後の更新手続

平成19年3月1日から同月15日までに第2項第2号エに掲げる書類を同号ウに掲げる提出先に提出してください。

教育委員会

神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

神戸市教育委員会
委員長 須藤 淳

神戸市教育委員会規則第10号

神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

神戸市教育委員会公印規則（昭和 42 年 7 月神戸市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条及び第 6 条中「，別表第 2 及び別表第 3 に」を「及び別表第 2 に」に改める。

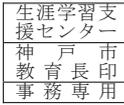
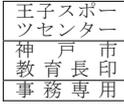
附則第 1 項に見出しとして「(施行期日)」を付し，附則第 2 項に見出しとして「(経過規定)」を付し，附則に次の 1 項を加える。

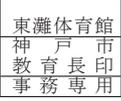
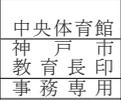
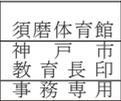
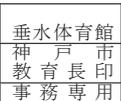
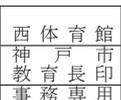
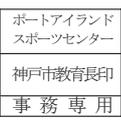
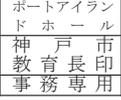
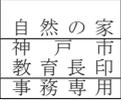
(指定管理者の不在等の期間における専用公印)

3 教育長が附則別表の第 1 欄に掲げる公の施設の管理について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定による教育長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）の指定を取り消し，指定管理者が解散し，その他指定管理者がいなくなった場合又は教育長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は，その時からその直後に指定管理者を指定し，又は当該停止の期間が終了する時までの間における当該公の施設の使用の許可に関する事務については，第 5 条および第 6 条の規定にかかわらず，同表に定める専用公印を使用しなければならない。

附則に次の別表を加える。

附則別表

公の施設	公印の名称	ひな型	書体	寸法 (縦×横)	管守責任者	用途
神戸市立青少年科学館	神戸市教育委員会教育長印		てん書	方21	生涯学習課長	青少年科学館事務専用
神戸市生涯学習支援センター	神戸市教育委員会教育長印		てん書	方21	生涯学習課長	生涯学習支援センター事務専用
神戸市立王子スポーツセンター	神戸市教育委員会教育長印		てん書	方21	スポーツ体育課長	王子スポーツセンター事務専用

神戸市立東灘体育館	神戸市教育委員会教育長印		てん書	方21	スポーツ体育課長	東灘体育館事務専用
神戸市立中央体育館	神戸市教育委員会教育長印		てん書	方21	スポーツ体育課長	中央体育館事務専用
神戸市立須磨体育館	神戸市教育委員会教育長印		てん書	方21	スポーツ体育課長	須磨体育館事務専用
神戸市立垂水体育館	神戸市教育委員会教育長印		てん書	方21	スポーツ体育課長	垂水体育館事務専用
神戸市立西体育館	神戸市教育委員会教育長印		てん書	方21	スポーツ体育課長	西体育館事務専用
神戸市立ポートアイランドスポーツセンター	神戸市教育委員会教育長印		てん書	方21	スポーツ体育課長	ポートアイランドスポーツセンター事務専用
神戸ポートアイランドホール	神戸市教育委員会教育長印		てん書	方21	スポーツ体育課長	ポートアイランドホール事務専用
神戸市立自然の家	神戸市教育委員会教育長印		てん書	方21	スポーツ体育課長	自然の家事務専用

別表第2を削り，別表第3を別表第2とする。

附 則

この規則は，平成18年4月1日から施行する。

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市教育委員会

委員長 須藤 淳

神戸市教育委員会規則第11号

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(神戸市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 神戸市教育委員会事務局組織規則(昭和33年4月教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第14条中第6号から第11号までを1号ずつ繰下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 国際教育に関すること。

(教育機関の組織に関する規則の一部改正)

第2条 教育機関の組織に関する規則(昭和41年4月教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

第1類	事務局	総合教育センター	所長, 副所長, 室長
		博物館	館長, 副館長, 事務局長, 課長, 係長
		中央図書館	館長, 課長, 係長
第2類	社会教育部	公民館	館長, 副館長
	博物館	小磯記念美術館	館長, 副館長, 事務室長, 係長

を

第1類	事務局	博物館	館長, 副館長, 事務局長, 課長, 係長
		中央図書館	館長, 課長, 係長
第2類	指導部	総合教育センター	所長, 副所長
	社会教育部	公民館	館長, 副館長
	博物館	小磯記念美術館	館長, 副館長, 事務室長, 係長

に

改める。

第3条第1号を削り、第2号から第4号までを1号ずつ繰上げる。

第6条第1項中「, 副所長」を削り、同条第2項中「係長」の次に「, 副所長」を加える。

別表中

「国際教育推進室

- (1) 総合教育センターに属する庶務に関する事。
- (2) 施設及び設備の管理に関する事。
- (3) 教育研究団体への補助金の交付に関する事。
- (4) 視聴覚センターに関する事。
- (5) 教育に関する情報の収集、作成及び提供に関する事。
- (6) 帰国子女教育相談及び国際理解教育に関する事。

研修室

- (1) 教育職員の研修に関する事。
- (2) 教育に関する専門的及び技術的事項の研究並びに研究成果の普及に関する事。
- (3) 教育職員の研究助成に関する事。
- (4) 教科書の展示及び研究に関する事。
- (5) 幼児教育センターに関する事。

教育相談指導室

- (1) 児童及び生徒の教育相談に関する事。
- (2) 不登校の児童及び生徒の適応指導に関する事。
- (3) 青少年の職能相談に関する事。
- (4) 障害児教育センターに関する事。」

を

- 「(1) 総合教育センターに属する庶務に関する事。
- (2) 施設及び設備の管理に関する事。
 - (3) 教育研究団体への補助金の交付に関する事。
 - (4) 視聴覚センターに関する事。
 - (5) 教育に関する情報の収集、作成及び提供に関する事。
 - (6) 教育職員の研修に関する事。
 - (7) 教育に関する専門的及び技術的事項の研究並びに研究成果の普及に関する事。
 - (8) 教育職員の研究助成に関する事。
 - (9) 教科書の展示及び研究に関する事。

- (10) 幼児教育センターに関すること。
 - (11) 児童及び生徒の教育相談に関すること。
 - (12) 不登校の児童及び生徒の適応指導に関すること。
 - (13) 青少年の職能相談に関すること。
 - (14) 障害児教育センターに関すること。」
- に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市教育委員会
委員長 須藤 淳

神戸市教育委員会規則第12号

教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則（昭和46年12月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第12条中「校長及び」を削り、「(準教員を含む。以下同じ。)」を「のうち神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第3条第1項第3号に掲げる教育職給料表（2）、教育職給料表（3）及び教育職給料表（4）の適用を受けるもの」に、「の割振りについては、国立学校職員の例による。」を「は、教育長が業務の状態に応じてその割振りを定める。」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、教育長は、勤務時間が引き続き6時間を超える場合には、45分間の休憩時間を勤務時間中に置かなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
-

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市教育委員会
委員長 須藤 淳

神戸市教育委員会規則第13号

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則(平成10年4月教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成10年3月条例第88号」を「平成17年12月条例第64号」に改め、「及び労務職員の特殊勤務手当に関する規則(平成10年3月規則第120号。以下「労務特勤規則」という)」を削る。

第2条第1項中「条例第18条第1号」を「条例第37条第1号」に、同条第2項中「条例第18条第2号」を「条例第37条第2号」に、同条第3項中「条例第18条第3号」を「条例37条第3号」に改める。

第3条中「平成10年3月規則第119号」を「平成18年3月規則第 号」に、「第7条」を削り、「第8条」を「第12条」に、「第9条から第11条まで」を「第13条及び第15条」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市立婦人会館条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市教育委員会
委員長 須藤 淳

神戸市教育委員会規則第14号

神戸市立婦人会館条例施行規則等の一部を改正する規則

(神戸市立婦人会館条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市立婦人会館条例施行規則(昭和48年4月教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「教育長」を「条例第9条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)」に改める。

第3条中「教育長」を「指定管理者」に改める。

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とする。

第7条第1項第1号中「教育長」を「指定管理者」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の申請に係る書類)

第6条 条例第9条第2項に規定する教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 指定申請書(団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先並びに指定管理者の指定を受けたい旨を記載した書面をいう。)

(2) 条例第9条第1項各号に掲げる業務の事業計画書

(3) 条例第9条第1項各号に掲げる業務の収支予算書

(4) 定款又は寄付行為及び法人登記簿(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要があると認める書類

第8条中「教育長」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第9条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

第12条中「教育長」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12

条とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(指定管理者不在等期間における施設の管理に関する業務)

- 2 教育長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は教育長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第2条第2号、第3条、第5条第1号、第7条及び第11条の規定の適用については、第2条第2号中「条例第9条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)」とあるのは「教育長」と、第3条、第5条第1号、第7条及び第11条中「指定管理者」とあるのは「教育長」とする。
- 3 指定管理者不在等期間における婦人会館の使用については、神戸市立婦人会館条例施行規則等の一部を改正する規則(平成18年3月教育委員会規則第14号)による改正前の神戸市立婦人会館条例施行規則第4条、第5条及び第7条第2項並びに様式第1号及び様式第2号の規定の例による。

様式第1号及び様式第2号を削る。

(神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部改正)

第2条 神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則(平成12年3月教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条中「教育長」を「条例第21条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「市」を「指定管理者」に、「支援センター」を「神戸市生涯学習支援センターその他の施設(条例第4条第9号から第11条までに掲げる施設を除く。以下「支援センター」という。)」に、「教育長」を「指定管理者」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第7条第1項中「教育長」を「指定管理者」に改め、同条第2項を削り、同条を第6条とする。

第8条ただし書を削り、同条第6号中「教育長」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の申請に係る書類)

第8条 条例第21条第2項に規定する教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定申請書（団体の名称，主たる事務所の所在地，代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先並びに指定管理者の指定を受けたい旨を記載した書面をいう。）
- (2) 条例第21条第1項各号に掲げる業務の事業計画書
- (3) 条例第21条第1項各号に掲げる業務の収支予算書
- (4) 定款又は寄付行為及び法人登記簿（法人以外の団体にあつては，これらに相当する書類）
- (5) 前各号に掲げるもののほか，教育長が必要があると認める書類

第11条及び第12条中「教育長」を「指定管理者」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(指定管理者不在等期間における施設の管理に関する業務)

2 教育長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は教育長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第4条第2号，第5条第1号，第2号及び第3号，第6条第2号，第3号及び第5号，第7条第6号，第11条第2項並びに第12条第1項及び第2項の規定の適用については，第4条第2号中「条例第21条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「教育長」と，第5条第1号中「指定管理者」とあるのは「市」と，第5条第2号及び第3号，第6条第2号，第3号及び第5号，第7条第6号，第11条第2項並びに第12条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「教育長」とする。

3 指定管理者不在等期間における生涯学習支援センターその他の施設の使用に

については、神戸市立婦人会館条例施行規則等の一部を改正する規則(平成18年3月教育委員会規則第14号)による改正前の神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則第2条第1項から第5項まで、第6条第2項及び第7条第2項並びに様式第1号から様式第4号までの規定の例による。

別表(第4条関係)中「別表(第4条関係)」を「別表(第3条関係)」に改め、陶芸用電気炉の項の次に次のように加える。

ロッカー	1台1月につき	250円
------	---------	------

様式第1号から第4号までを削る。

(神戸市風見鶏の館等条例施行規則の一部改正)

第3条 神戸市風見鶏の館等条例施行規則(平成11年3月教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「毎月の第4木曜日」を「2月の第3木曜日及び6月の第3木曜日」に改め、「及び12月29日から12月31日までの日」を削る。

第2条第1項第3号中「教育長」を「条例第14条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)」に改め、同条第2項中「教育長」を「指定管理者」に改める。

第3条第1項第2号中「午前9時30分」を「午前9時」に改め、同条第2項中「教育長」を「指定管理者」に改める。

第5条第2号中「教育長」を「指定管理者」に改める。

第6条第1項第4号中「教育長」を「指定管理者」に改め、同条第2項を削る。

第7条第1項第2号中「教育長」を「指定管理者」に改め、同条第2項を削る。

第8条を削る。

第9条第6号中「教育長」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とし、第11条を削り、第12条を第10条とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(指定管理者不在等期間における施設の管理に関する業務)

- 2 教育長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は教育長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、そ

の時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第2条第1項第3号及び第2項、第3条第2項、第5条第2号、第6条、第7条並びに第8条の規定の適用については、第2条第1項第3号中「条例第14条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。))とあるのは「教育長」と、第2条第2項、第3条第2項、第5条第2号、第6条、第7条並びに第8条中「指定管理者」とあるのは「教育長」とする。

- 3 指定管理者不在等期間における風見鶏の館等の使用については、神戸市立婦人会館条例施行規則等の一部を改正する規則(平成18年3月教育委員会規則第14号)による改正前の神戸市風見鶏の館等条例施行規則第6条第2項、第7条第2項並びに第8条並びに様式第1号から様式第4号までの規定の例による。

様式第1号から第4号までを削る。

附 則

この規則は平成18年4月1日から施行する。

神戸市市民スポーツ振興等基金条例施行規則をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市教育委員会

委員長 須藤 淳

神戸市教育委員会規則第15号

神戸市市民スポーツ振興等基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市市民スポーツ振興等基金条例（昭和56年3月条例第76号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(基金の管理)

第2条 神戸市市民スポーツ振興等基金（以下「基金」という。）は、教育長が管理する。

2 教育長は、次の帳簿を備え、基金の経理状況を明らかにするものとする。

(1) 基金明細簿

(2) 基金運用台帳

(施行細目の委任)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が行財政局長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

神戸市教育委員会
委員長 須藤 淳

神戸市教育委員会規則第16号

神戸市立高等学校学則の一部を改正する規則

神戸市立高等学校学則（昭和 43 年 3 月教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表神戸市立御影工業高等学校の項を次のように改める。

神戸市立御影工業高等学校	定時制	工業科	電気科	4 年
--------------	-----	-----	-----	-----

別表神戸市立神戸工業高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

神戸市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

神戸市教育委員会
委員長 須藤 淳

神戸市教育委員会規則第17号

神戸市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

神戸市立高等学校の通学区域に関する規則（平成 13 年 2 月教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 号を次のように改める。

2 工業に関する学科

高等学校名	学 科	所属区域
神戸市立科学技術	機械工学 電気情報工学 都市工学 科学工学	兵庫県下全域

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

神戸市教育委員会教育長告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年3月31日

神戸市教育委員会
教育長 小川 雄三

1 公の施設の名称

神戸市立婦人会館

2 指定管理者

神戸市中央区橘通3丁目4番1号

神戸市立婦人会館管理運営共同事業体

代表者 神戸市婦人団体協議会

代表者 藤原 礼子

3 指定期間

平成18年4月1日から平成22年3月31日まで

神戸市教育委員会教育長告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年3月31日

神戸市教育委員会
教育長 小川 雄三

1 公の施設の名称

神戸市生涯学習支援センターその他の施設

2 指定管理者

神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号

財団法人神戸市体育協会

理事 家治川 豊

3 指定期間

平成18年4月1日から平成22年3月31日まで

神戸市教育委員会教育長告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年3月31日

神戸市教育委員会
教育長 小川 雄三

1 公の施設の名称

神戸市ラインの館

2 指定管理者

神戸市中央区江戸町92番地

神戸市民生活協同組合

理事 登 善彦

3 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

神戸市選告示第1号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第14条第1項の規定による神戸市北農業委員会及び神戸市西農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数を、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成18年4月3日

神戸市選挙管理委員会

委員長 大西 希仔二

神戸市北農業委員会

第1選挙区	8 1 8
第2選挙区	1, 5 4 6
第3選挙区	8 8 8

神戸市西農業委員会

第1選挙区	9 1 2
第2選挙区	7 9 2
第3選挙区	1, 2 7 8
第4選挙区	1, 2 2 2
第5選挙区	9 1 2

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市人事委員会

委員長 細目 正璋

神戸市人事委員会規則第16号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和28年1月人委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「，経歴評定」を削除する。

附 則

この規則は，平成18年4月1日から施行する。

神戸市職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市人事委員会

委員長 細目正璋

神戸市人事委員会規則第17号

神戸市職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

神戸市職員の給与に関する条例の施行規則（昭和32年12月人委規則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条の2の前の見出しを「(地域手当)」に、同条第1項第3号、第3項及び第4項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第5条の3第1項中「給料月額に100分の8を乗じて得た額と当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第1に掲げる額との合計額」を「当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第1に掲げる額（再任用短時間職員にあつては、その額に神戸市職員の勤務時間、期間等に関する条例第2条第1項により定められたその者の勤務時間を神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則第2条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」に改め、第3項を削る。

第8条第2項、第9条第1項及び第2項、第12条第1項並びに第17条第1項から第4項までの規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 （第5条の3関係）

ア 教育職給料表(2)

職務の級	調整額
1 級	23,400円（再任用職員にあつては、23,000円）。 ただし、1号給13,770円、2号給14,230円、3号給14,770円、4号給15,320円、5号給15,930円、6号給16,570円、7号給17,280円、8号給18,010円、9号給18,780円、10号給19,540円、11号給20,310円、12号給21,100円、13号給21,930円、14号給22,740円

2 級	29,600円（再任用職員にあつては、27,730円）。 ただし、1号給16,860円、2号給17,580円、3号給18,320円、4号給19,100円、5号給19,890円、6号給20,720円、7号給21,560円、8号給22,410円、9号給23,510円、10号給24,650円、11号給25,790円、12号給26,960円、13号給28,190円、14号給29,440円
3 級	32,500円。 ただし、1号給30,010円、2号給30,940円、3号給32,230円
4 級	35,400円

イ 教育職給料表(3)

職務の級	調 整 額
1 級	21,000円。 ただし、1号給13,720円、2号給14,240円、3号給14,750円、4号給15,280円、5号給15,860円、6号給16,480円、7号給17,190円、8号給17,960円、9号給18,730円、10号給19,480円、11号給20,240円、12号給20,980円
2 級	27,800円（再任用職員にあつては、27,190円）。 ただし、1号給15,370円、2号給16,030円、3号給16,750円、4号給17,480円、5号給18,250円、6号給19,020円、7号給19,820円、8号給20,650円、9号給21,480円、10号給22,320円、11号給23,160円、12号給24,000円、13号給24,840円、14号給25,940円、15号給27,110円
3 級	31,200円。 ただし、1号給26,230円、2号給27,360円、3号給28,550円、4号給29,750円、5号給31,060円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において神戸市職員の給与に関する条例第10条の4に規定する給料月額調整額を受ける職員（以下「給料月額調整額受給者」という。）に該当する者であつて、引き続き給料月額調整額受給者に該当する者の給料月額調整額は、平成19年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の神戸市職員の給与に関する条例の施行規則（以下「新規則」という。）第5

条の3の規定にかかわらず、新規則により算出した額に第1条の規定による改正前の神戸市職員の給与に関する条例の施行規則第5条の3の規定により算出した額から新規則により算出した額の差額の2分の1（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額、又は新規則により算出した額のいずれか高い額とする。

ただし、その者が給料月額調整額受給者に該当しなくなったときは、この限りではない。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市人事委員会

委員長 細目正璋

神戸市人事委員会規則第18号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年3月人委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市職員の給与に関する条例の特例に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市人事委員会

委員長 細目正璋

神戸市人事委員会規則第19号

神戸市職員の給与に関する条例の特例に関する条例施行規則を廃止する規則

神戸市職員の給与に関する条例の特例に関する条例施行規則（平成14年12月人委規則第16号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市人事委員会

委員長 細目正璋

神戸市人事委員会規則第20号

管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当の支給に関する規則（昭和37年7月人委規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日」を「平成18年4月1日から平成19年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

災害派遣手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市人事委員会

委員長 細目正璋

神戸市人事委員会規則第21号

災害派遣手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

災害派遣手当の支給に関する条例施行規則（平成7年6月人委規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神戸市災害派遣手当等の支給に関する条例施行規則

第1条中「災害派遣手当の支給に関する条例」を「神戸市災害派遣手当等の支給に関する条例」に改める。

第2条中「災害派遣手当は、その月分」を「災害派遣手当等（条例第1条に規定する災害派遣手当等をいう。以下同じ。）は、その月分」に改め、「前月分の災害派遣手当」を「前月分の災害派遣手当等」に改める。

附 則

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

神戸市人事委員会

委員長 細 目 正 璋

神戸市人事委員会規則第22号

神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則（平成6年12月人委規則第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「1日又は半日を単位として与えることができる。」を「それぞれ当該各号に定める日又は時間を単位として与えることができる。」に改める。

第8条第1項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 年次有給休暇 1日又は半日。ただし、特に必要と認められる場合にあっては、1時間。
- (2) 特別休暇のうち、出産補助休暇、育児参加休暇、夏季休暇、社会貢献活動休暇及び子の看護休暇 1日又は半日
- (3) 介護休暇 1日又は半日

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市人事委員会

委員長 細目正璋

神戸市人事委員会規則第23号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の施行規則（平成14年1月人委規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第37号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条第3項中第15号を第16号とし、第7号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 株式会社神戸国際会館

第2条第4項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

福祉事務所**福祉事務所長訓令甲第1号**

福祉事務所

福祉事務所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

東灘福祉事務所長	中西良一
灘福祉事務所長	黒谷剛
中央福祉事務所長	樽谷利信
兵庫福祉事務所長	室谷良裕
北福祉事務所長	建石泰夫
長田福祉事務所長	村田一実
須磨福祉事務所長	篁清久
垂水福祉事務所長	鈴木みや子
西福祉事務所長	福田豊治

福祉事務所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令
福祉事務所長の権限に属する事務の専決規程（平成17年4月福祉事務所長
訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条課長及び主幹共通専決事項の項の次に次のように加える。

課長共通専決事項

別表に定める課長共通の決裁区分に属する事項に関すること。

第2条健康福祉課長専決事項の項第1号中「クに規定する補装具の交付の決定（同一人に対する二回目以降に限る。）若しくは修理又は購入若しくは修理に要する費用の支給，」を削り，同号中「居宅支援決定及び」を削り，同項第2号中「イに規定する居宅生活支援費の支給の決定（同一人に対する二回目以降に限る。）及び居宅受給者証の交付，支給両の変更並びに利用の調整等（居宅支給決定の取り消しに関するものを除く。），ウに規定する通知，エに規定する交付の決定（同一人に対する二回目以降に限る。）若しくは修理又は購入若しくは修理に要する費用の支給，オに規定する日常生活用具に関する事務，カに規定する提出を求めること及びキに規定する判定を求めることに関すること。」を，「アに規定

する交付の決定（同一人に対する二回目以降に限る。）若しくは修理又は購入若しくは修理に要する費用の支給，イに規定する障害福祉サービスの措置等に関することについて，法第21条の25第2項に定める日常生活用具に関する事務に関すること。」に改め，同項第3号「アに規定する居宅生活支援費の支給の決定（同一人に対する二回目以降に限る。）及び居宅受給者証の交付，支給量の変更並びに利用の調整等（居宅支援決定の取り消しに関するものを除く。），」を削り，同号中「イに規定する」の次に「医師の診断書の提出の請求，」を，「施設受給者証の交付，」の次に「施設利用者負担額の通知，」を，「ウに規定する支給の決定」の次に「及び通知」を，「（同一人に対する二回目以降に限る。），」の次に「エに規定する医師の診断書の提出の請求，意見書の交付に係る身体障害者更生相談所の判定の請求及び意見書の交付，」を加え，同号中「カに規定する更生医療の決定（同一人に対する二回目以降に限る。），キに規定する指定医療機関の診療報酬に関する報告の請求及び検査の同意，クに規定する更生医療に要する支給費用の額の減額，」を削り，同号中オをカとし，ケをキとし，コをクとし，サをケとし，同号中「シ及びスに規定する通知，セに規定する意見書の交付，ソに規定する提出を求めること，タに規定する判定を求めること及びチに規定する手帳及び居住地等の変更に関すること。」を削る。

第2条主幹（子育て支援担当）専決事項の項第1号中，シをスとし，スをセとする。

第2条保護課長専決事項の項第1号中，「オに規定する嘱託及び請求，」の次に「カからスに規定する扶助の支給，」を加える。

第2条保護課長専決事項の項の次に次のように加える。

「別表（第2条関係）

財務関係事務

（単位 万円）

決裁区分 決裁事項		課長共通	備考
調達 (物)	決定	① 1,000～ ② ～	① 共通物品の品目，単価及び取扱い並びに共通

件、 労力 その他)				(施設収容者に対する食料 又は給与品)	物品の類似品の取扱いに ついては、会計室長が別 に定める。 ② 新聞、ラジオ、テレ ビ等による広告につい ては、広報課長に合議 すること。
	契約			① 30～ ② ～ (電気使用料、ガス使 用料、水道使用料、電 気通信料金又は後納 郵便料金) ③ ～ (施設収容者に対する 食料)	
請負	工 事	施行決定		10,000～	「その他」とは、契 約事務手続規程(昭和 39年5月訓令甲第6 号)第13条に該当 するものをいう。
		契約		30～	
	そ の 他	決定		1,000～	
		契約		① 30～ ② 100～ (建物、設備、構築 物の保繕又は小修繕 に係るもの) ② ～ (乗車票による自動 車借上料に係るもの)	
委託				1,000～	① 金額は、見積価額 を示す。 ② 委託事務の執行 の適正化に関する要綱 (昭和56年1月14日 市長決定)第15条第 1項に定めるところに より合議すること。
貸借	物 品	借 入	決定	1,000～	① 金額は、賃料の 年額又は総額を表し 無償のもの
			契約	30～	

	れ	契約	30～	の又は軽減されたものについては、見積価額を示す。 ② 不動産については、市民参画推進局長(～200。区政振興課長経由)及び行財政局長(～200。管財課長経由)又は区政振興課長(200～)及び管財課長(200～)に合議すること。 ③ 「不動産」の項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払及び収入の場合に準用する。
不動産	借入れ		100～	
用品の払出請求			～	
歳出予算の再配分額の戻入			～	
収入の徴収等の事務	使用料，手数料その他の収入(以下「使用料等」という。)の徴収		～	「徴収」とは、調定，収入の通知及び督促をいう。
	使用料等の減免		～ (定標準によるもの)	
	使用料等の徴収猶予若しく		～	

	はその取消し、徴収の嘱託又は過誤納整理		
歳入歳出外現金又は有価証券の受入れ・払出し		～	
共済費又は社会保険料		～	
諸集会又は諸行事の開催		20～	<p>① 施設の竣^{しゅん}工式典等に係るものについては、行政経営課長及び財務課長に合議すること。</p> <p>② 飲食を伴うものは、原則として禁止する。ただし、やむを得ない場合は、専決しない。</p> <p>③ ②を適用する場合には、行政経営課長(飲食に係る額が10を超えるもの)に合議すること。</p>
負担金，補助金，交付金，奨励金その他これらに類するもの		30～	
負担金，補助金，交付金，奨励金その他これらに類するものの額の変更		20%～	()内は原契約の決裁区分を，数字はその金額に対する変更の割合を示す。

謝金その他これに類するもの	① 30～ ② 100～ (定例的な報酬, 増報酬又は報償)	弁護士法律相談料については, 行財政局行政部庶務課長に合議すること。
前渡金	① 30～ ② 100～ (定例的な賃金, 報酬, 増報酬, 報償又は社会保険料) ③ ～ (電気使用料, ガス使用料, 水道使用料, 電話使用料又は後納郵便料金)	
立替払金	～ (交通ストライキによる交通費)	

(注)

- 1 数字は, 1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
- 2 「A～」はA以下のものを, 「～B」はBを超えるものを, 「～」は制限のないものを示す。
- 3 決裁事項中, 決定と契約の区分のないものは, 両者共通の決裁事項を示す。
- 4 前渡金の項及び立替払金の項の決裁区分については, 他の項の決裁区分と重ねて適用する。

附 則

(施行期日)

この訓令は, 平成18年4月1日から施行する。

須磨福祉事務所長訓令甲第1号

須磨福祉事務所

福祉事務所支所長専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月29日

須磨福祉事務所長 篁 清 久

福祉事務所支所長専決規程の一部を改正する訓令

福祉事務所支所長専決規程（昭和57年須磨福祉事務所長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のとおり改める。

福祉事務所支所長等専決規程

第1条文中の「須磨福祉事務所北須磨支所長（以下「支所長」という。）」の次に「須磨福祉事務所北須磨支所主幹（子育て支援担当）並びに須磨福祉事務所北須磨支所主幹（生活保護担当）」を加える。

第2条を次のように改める。

支所長及び主幹の専決事項は、次のとおりとする。

支所長及び主幹共通専決事項

(1) 軽易定例な次に掲げる事項に関すること。

ア 照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副中等

イ 諸証明

(2) 公募の閲覧に関すること。

(3) 公文書の公開に係る軽易な事項に関すること。

(4) 前各号に掲げる事項に準ずる事項に関すること。

支所長専決事項

(1) 別表に定める支所長の決裁区分に属する事項に関すること。

(2) 福祉事務所長委任規則（昭和37年4月規則第21号。以下「規則」という。）に規定する事務に関すること。ただし、次に掲げる事務及び主幹（子育て支援担当）、主幹（生活保護担当）が所掌する事務を除く。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）関係

売店の設置に関すること。

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）関係

規則第4号に規定する事務に関すること。

(3) 児童福祉法施行細則（昭和31年10月規則第85号）、神戸市身体障害者更生資金貸付条例施行規則（昭和34年3月規則第92号）、神戸市身体障害者福祉法施行細則（昭和35年3月規則第72号）、神戸市知的障害者福祉法施行細則（昭和38年1月規則第74号）及び神戸市老人福祉法施行細則（昭和38年12月規則第60号）に規定する福祉事務所長の事務に関すること（主幹（子育て支援担当）が所掌する事務を除く。）。

(4) 法令により福祉事務所の事務とされているもののうち、次に掲げる事務に関する

ること。

ア 身体障害者福祉法関係

(ア) 身体障害者更生相談所への判定の請求に関すること。

(イ) 身体障害者手帳及び居住地等の変更に関すること。

イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）関係

養護受託者に関すること。

主幹（子育て支援担当）専決事項

- (1) 規則第1号アに規定する事務のうち規則第2号ウ及びビエに関する事務（負担額の決定に関する事務を除く。）、イに規定する保育の実施について、他の市町村長から市立保育所への入所に係る依頼を受けた場合の当該市町村への運営費の請求、エに規定する児童手当に関する認定（新規認定及び資格喪失の決定に関する事務を除く。）及び支給並びに同法第27条第2項に定める証票の発行、オに規定する母子及び寡婦福祉法に規定する事務（売店の設置に関するものを除く。）、クに規定する児童福祉法に規定する事務のうち助産の実施（開始、廃止及び徴収金の決定に関する事務を除く。）、スに規定する母子家庭小口援護資金の償還に関する事務及びセに規定する父子家庭児童福祉資金貸付金に関する事務に関すること。
- (2) 規則第2号（児童福祉法関係）ウに規定する母子保護の実施（開始及び廃止を除く。）及びエに規定する保育の実施（開始及び廃止を除く。）に関すること。
- (3) 規則第6号（児童扶養手当関係）ア及びイに規定する請求の受理及び審査、ウに規定する届出等の受理及び審査、エに規定する手当に関する証書の交付、オに規定する手当の支給及び返還、カに規定する市内における住所の変更に係る手当に関する証書の記載事項の訂正に関すること。

主幹（生活保護担当）専決事項

規則第4号（生活保護法関係）ア及びカからスに規定する保護の変更、エに規定する調査及び検診（保護の開始の申請の却下又は保護の停止若しくは廃止に関するものを除く。）、オに規定する嘱託及び請求、カからスに規定する扶助の支給、セに規定する届出及びツに規定する免除に関すること。

第3条の次に第2条に関する別表を次のように加える。

別表(第2条関係)

財務関係事務

(単位 万円)

決裁区分 決裁事項		支所長	備考
調達 (物 件, 労力 その 他)	決定	① 1,000～ ② ～ (施設収容者に対する食料又は 給与品)	① 共通物品の品目, 単価及 び取扱い並びに共通物品の類 似品の取扱いについては, 会 計室長が別に定める。
	契約	① 30～	② 新聞, ラジオ, テレビ等 による広告については, 広報

			② ～ (電気使用料, ガス使用料, 水道使用料, 電気通信料金又は後納郵便料金) ③ ～ (施設収容者に対する食料)	課長に合議すること。
請負	工事	施行決定	10,000～	「その他」とは, 契約事務手続規程(昭和39年5月訓令甲第6号)第13条に該当するものをいう。
		契約	30～	
	その他	決定	1,000～	
		契約	① 30～ ② 100～ (建物, 設備, 構築物の保繕又は小修繕に係るもの) ② ～ (乗車票による自動車借上料に係るもの)	
委託			1,000～	① 金額は, 見積価額を示す。 ② 委託事務の執行の適正化に関する要綱(昭和56年1月14日市長決定)第15条第1項に定めるところにより合議すること。
貸借	物品	借入	1,000～	① 金額は, 賃料の年額又は総額を表し無償のもの又は軽減されたものについては, 見積価額を示す。 ② 不動産については, 市民参画推進局長(～200。区政振興課長経由)及び行財政局長(～200。管財課長経由)又は区政振興課長(200～)及び管財課長(200～)に合議すること。 ③ 「不動産」の項における決裁区分は, 地上権, 地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払及び収入の場合に準用する。
		借入れ	30～	
	不動産	借入れ	100～	
用品の払出請求			～	
歳出予算の再配分額の			～	

戻入			
収入の徴収等の事務	使用料, 手数料その他の収入(以下「使用料等」という。)の徴収	～	「徴収」とは, 調定, 収入の通知及び督促をいう。
	使用料等の減免	～ (定標準によるもの)	
	使用料等の徴収猶予若しくはその取消し, 徴収の囑託又は過誤納整理	～	
歳入歳出外現金又は有価証券の受入れ・払出し		～	
共済費又は社会保険料		～	
諸集会又は諸行事の開催		20～	<p>① 施設の竣^{しゅん}工式典等に係るものについては, 行政経営課長及び財務課長に合議すること。</p> <p>② 飲食を伴うものは, 原則として禁止する。ただし, やむを得ない場合は, 専決しない。</p> <p>③ ②を適用する場合においては, 行政経営課長(飲食に係る額が10を超えるもの)に合議すること。</p>
負担金, 補助金, 交付金, 奨励金その他これらに類するもの		30～	
負担金, 補助金, 交付金, 奨励金その他これらに類するものの額の変更		20%～	()内は原契約の決裁区分を, 数字はその金額に対する変更の割合を示す。
謝金その他これに類するもの	① 30～ ② 100～ (定例的な報酬, 増報酬又は報償)		弁護士法律相談料については, 行財政局行政部庶務課長に合議すること。
前渡金	① 30～ ② 100～		

	(定例的な賃金, 報酬, 増報酬, 報償又は社会保険料) ③ ~ (電気使用料, ガス使用料, 水道使用料, 電話使用料又は後納郵便料金)	
立替払金	~ (交通ストライキによる交通費)	

(注)

- 1 数字は, 1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
- 2 「A~」はA以下のものを, 「~B」はBを超えるものを, 「~」は制限のないものを示す。
- 3 決裁事項中, 決定と契約の区分のないものは, 両者共通の決裁事項を示す。
- 4 前渡金の項及び立替払金の項の決裁区分については, 他の項の決裁区分と重ねて適用する。

附 則

この訓令は, 平成18年4月1日から施行する。

こども家庭センター**児童相談所長訓令甲第1号**

児童相談所

児童相談所長の権限に属する事務の専決規程を次のように定める。

平成18年3月31日

児童相談所長 大下知則

児童相談所長の権限に属する事務の専決規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、市長から児童相談所長に委任された事務及び法令により児童相談所長の権限に属する事務の専決について、必要な事項を定めるものとする。

(副所長の専決事項)

第2条 副所長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 軽易定例な次に掲げる事項に関すること。

ア 照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申等
イ 諸証明

(2) 公簿の閲覧に関すること。

(3) 公文書の公開に係る軽易な事項に関すること。

(4) 前各号に掲げる事項に準ずる事項に関すること。

(5) 児童相談所長委任規則（昭和37年4月28日規則第22号。以下「規則」という。）第1号に規定する事務に関すること（第2号のイに規定する意見の聴取を必要とする場合を除く）。

(6) 規則第2号ア、キ、クに規定する事務のうち軽易・定例な報告及びコの事務に関すること（徴収金の決定に関する事務を除く）。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。